

子どもたちの健やかな成長を支援します！



子育て支援室

子育て支援室は子育て中の親子に遊びや交流の場を提供する施設で、子育て中の人ならごなたでも利用できます。スタッフが常駐し、皆さんのお手伝いをしますので、親子の遊びや仲間づくりにご利用ください。

○利用について

- ・ 開設場所／東公民館保育室ほか
- ・ 開設時間／原則として毎週月・水・金曜日午前10時から午後3時まで（正午から午後1時まででは昼休み）。
- ・ 利用方法／直接支援室までお越しください（予約不要）。

○利用についてのお願

- ・ 私物のおもちゃや食べ物を持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 遊んだおもちゃは元の場所に片付けてください。
- ・ お子さんのみの預かりはしません。
- ・ スタッフがお手伝いをしますが、保護者も一緒にお子さんを見守ってください。

※日程などの詳細は、町のホームページをご覧ください。

ーシをご覧ください。

HP <http://www.town.moroyama.saitama.jp/www/contents/1284611137536/index.html>

1284611137536/index.html



パパ・ママ応援ショップ

町では埼玉県と共同して、子育て家庭を応援するためパパ・ママ応援ショップ事業を実施しています。

埼玉県内外の協賛店で、カードを提示することにより、商品の割引やポイントの優遇などのサービスが受けられます。

○配布対象

- ・ 中学生までのお子さんのお住んでいるご家庭
- ・ 妊娠中の方がいるご家庭

○優待カードの配布

・ 対象世帯（妊娠中の人から中学3年生までのお子さんのお住んでいるご家庭）で、まだカードをお持ちでない人は、窓口で配布していますので申請してください。子ども課窓口および保健センター（母子健康手帳交付時）で配

布しています。

- ・ 優待カードを紛失した場合は、再発行の手続きを行ってください。

○優待カードについて

- ・ 優待カードの裏面に、保護者のお名前、お住まいの市町村名、お子さんの生まれた（生まれる予定の）年度を記載してください。



- ・ 記名された本人と同居の家族に限り利用できます。
- ・ 第三者に譲渡、貸与はできません。
- ・ 有効期限は、平成25年3月末、または、一番年下のお子さんが満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれかです。

すれか早い日までです。



赤ちゃんの駅

子育て家族が安心して外出できる環境づくりを推進するため、『赤ちゃんの駅』を設置しました。外出中に「おむつ替え」や「授乳」などで立ち寄ることができるように、町内の公共施設を『赤ちゃんの駅』に指定しています。

○実施施設の表示

「赤ちゃんの駅」の目印は、各施設の玄関先などに掲示してあります。



「利用の際は職員にお声がけください。」

赤ちゃんの駅実施公共施設一覧

施設名	設置場所	設備
毛呂山町役場	子ども課、1階多目的トイレ	ベビーベッド、おむつ交換台
子育て支援室 (東公民館内)	子育て支援室(東公民館保育室)	ベビーベッド、希望者は授乳も可
中央公民館	1階多目的トイレ	おむつ交換台
東公民館	多目的トイレ、女子トイレ	おむつ交換台
図書館	1階多目的トイレ	おむつ交換台、希望者は授乳も可
総合公園体育館	1階女子更衣室	ベビーベッド
保健センター	1階多目的トイレ、機能訓練室、検診室、応接室	おむつ交換台、ベビーチェア、ベビーベッド、希望者は授乳も可
福祉会館	1階多目的トイレ、ホール多目的トイレ	おむつ交換台

○利用対象者
 乳児連れの保護者で、授乳またはおむつ替えの必要がある人
 ○実施公共施設一覧
 「赤ちゃんの駅」実施公共施設は次のとおりです。

町では、子どもたちの健やかな成長を支援するため、こども医療費の支給事業などを行っています。下記に該当する場合は、申請や現況届などの手続きが必要となりますので、お早めにご手続きをお願いします。

◆児童関係の手当などの手続きについて◆

事業名	対象者	支給額	支給申請
児童扶養手当	18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している家庭(ひとり親家庭など)で公的年金を受給していない人に支給されます。【所得制限あり】	1人/月額41,550円 (一部支給41,540円~9,810円) 2人/1人の場合の月額に、月額5,000円を加算 3人以上/2人の場合の月額に、1人につき月額3,000円を加算 ※所得額により一部支給となる場合があります。	受給資格が生じた場合、認定請求書を提出し、認定を受けてください。認定を受けない場合は、手当は受けられません。
特別児童扶養手当	精神または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。【所得制限あり】	1級(重度)/月額(1人につき)50,550円 2級(中度)/月額(1人につき)33,670円	【手当の支給は認定請求をした日の翌月からとなります。】
こども医療費支給	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童が保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	受給資格が生じた場合、受給資格の登録申請をしてください。登録がない場合は医療費の請求はできません。
ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭などで18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童および児童を養育している人が、保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。【所得制限あり】	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	【受給資格は登録申請をした日から有効となります。】

※児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受給している人は、現況届げんきようどけの提出が必要です。現況届は毎年の所得状況や養育状況などを確認するためのものですので、町から現況届が送付されましたら必要事項を記入のうえ、必ず提出してください【現況届の提出がない場合は、手当などの支給が受けられません】。

◆その他支援の手続きについて◆

事業名	内容	貸付金の種類	問合せ先
母子および 寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母親および寡婦の人の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を、無利子または低利でお貸しします【一部所得制限あり】	事業開始資金/事業継続資金/修学資金/技能習得資金/修業資金/就職支度資金/医療介護資金/生活資金/住宅資金/転宅資金/就学資金/結婚資金	資金内容・貸付限度額・利率・償還期間などの詳しい内容は、役場子ども課または埼玉県西部福祉事務所☎(283)6780にお問い合わせください。
事業名	内容	問合せ先	
短期入所生活援助事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行い、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。	役場子ども課児童係 ☎(295)2112 内線113、114 ※利用に関しては、事前相談が必要となります。	

問合せ 役場子ども課児童係 ☎(295)2112 内線113、114